第八十条第三項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

第八十条の二中「平成二十八年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

第八十一条第一項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

第八十二条の見出し中「特定空港運営事業等」を「認定公社管理道路運営事業」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「第二条第七項」を「（平成十一年法律第百十七号）第二条第七項」に改め、同項を同条とする。

第八十二条の二の見出し中「国際船舶」を「特定国際船舶」に改め、同条第一項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に、「国際船舶（」を「国際船舶のうち特に輸送能力の高いものとして政令で定めるもの（」に、「国際船舶」を「特定国際船舶」に、「国際船舶を」を「特定国際船舶を」に、「建造した国際船舶」を「建造した特定国際船舶」に、「国際船舶で建造された日から五年を経過していない」を「特定国際船舶で航行の安全が確保されているものとして政令で定める」に、「国際船舶の」を「特定国際船舶の」に改め、同条第二項中「国際船舶」を「特定国際船舶」に改める。

第八十三条第二項中「第十九条の二第十項」を「第十九条の二第十一項」に改める。

第八十三条の四中「）が、」の下に「当該特定目的信託に係る信託契約の終了の時に」を加え、「を当該特定目的信託に係る信託契約の終了の時に買い戻した」を「の買戻しをした」に改め、同条第二号中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める。

第八十四条中「全国新幹線鉄道整備法」の下に「（昭和四十五年法律第七十一号）」を加える。

第八十四条の二中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十五年三月三十一日」に、「旅客会社又は」を「旅客会社、」に改め、「新会社」の下に「又は旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十六号）附則第二条第一項に規定する新会社」を加える。

第八十七条の五第一項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

第八十七条の六第一項及び第三項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、同条第四項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に、「年度の前年度課税移出数量」を「各年度のうちに前年度課税移出数量」に、「ときは、同項」を「年度（以下この項において「特定年度」という。）があるときは、前項」に、「当該年度」を「当該特定年度」に、「年度の」と、」を「各年度のうちにその年度の」と、」に、「」とあるのは「千キロリットルを超え千三百キロリットル以下」を「で」とあるのは「千キロリットルを超え千三百キロリットル以下である年度（以下この項において「特定年度」という。）が」に改める。

第八十八条の二第一項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

第九十条の十二第一項第五号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ　車両総重量が七・五トンを超える乗合自動車又は貨物自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

(1)　道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で財務省令で定めるもの（以下この条において「平成二十八年軽油重量車基準」という。）に適合すること。

(2)　エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上であること。

第九十条の十二第二項第二号ニを同号ホとし、同号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ　車両総重量が七・五トンを超える乗合自動車又は貨物自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

(1)　平成二十八年軽油重量車基準に適合すること。

(2)　エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

第九十条の十二第三項第二号ニを同号ホとし、同号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ　車両総重量が七・五トンを超える乗合自動車又は貨物自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

(1)　平成二十八年軽油重量車基準に適合すること。

(2)　エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

第九十条の十二第四項第二号ニを同号ホとし、同号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ　車両総重量が七・五トンを超える乗合自動車又は貨物自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

(1)　平成二十八年軽油重量車基準に適合すること。

(2)　エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第九十一条の二中「契約書」の下に「（次項において「消費貸借契約書」という。）」を加え、同条に次の二項を加える。

2　高等学校等の生徒又は独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第三条に規定する学生等であつて政令で定めるものに対して無利息で行われる学資としての資金の貸付け（政令で定めるものに限る。）に係る消費貸借契約書（財務省令で定める表示があるものに限り、前項の規定の適用があるものを除く。）のうち、平成二十八年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に作成されるものには、印紙税を課さない。

3　前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（納税貯蓄組合法の一部改正）

第十一条　納税貯蓄組合法（昭和二十六年法律第百四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「あつ旋」を「あつせん」に、「且つ」を「かつ」に改め、同条第二項中「農業協同組合」の下に「、農業協同組合連合会」を加える。

（内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律の一部改正）

第十二条　内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成九年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「法人番号を有しない者」の下に「その他政令で定める者」を加え、「から第四条の三まで」を「及び第四条の二第一項」に改める。

（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正）

第十三条　東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

第十条中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める。

第十条の二第一項中「同欄」を「当該各号の第三欄に掲げる区域内において当該各号の第四欄に掲げる事業の用に供する当該各号の第五欄」に、「以下この項」を「第五項第一号イ」に改め、「当該減価償却資産の取得価額から普通償却額を控除した金額（建物及びその附属設備並びに構築物については、これらの取得価額の百分の二十五）に相当する金額をいう。）」を削り、同項の表の第一号の第一欄中「この表」の下に「及び第五項第一号」を加え、同号の第二欄中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、同号の第五欄中「建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物であることその他」を削り、同条第三項中「同欄」を「当該各号の第三欄に掲げる区域内において当該各号の第四欄に掲げる事業の用に供